



宮 崎 県 公 報

令和4年9月8日（木曜日） 第 338 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………（福祉保健課） 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（ “ ） 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称の変更（ “ ） 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の廃止……………（ “ ） 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の休止……………（ “ ） 2	
○漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意……………（水産政策課） 2	
○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の	
一部改正……………（水産政策課） 2	
○道路の供用の開始（2 件）……………（道路保全課） 4	
公 告	
○大規模小売店舗の変更に係る届出（3 件）…（商工政策課） 4	
○公共測量の実施の通知（4 件）……………（管理課） 6	
○都市計画の決定図書の写しの縦覧……………（都市計画課） 7	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧（2 件）……（ “ ） 7	
○落札者等の公告（2 件）…………… 7	
病院局公告	
○落札者等の公告…………… 7	
教育委員会告示	
○宮崎県指定無形民俗文化財の指定…………… 8	
○宮崎県指定無形文化財の指定…………… 8	

告 示

宮崎県告示第 584号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年9月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションやさしい手	延岡市野地町 1 丁目40 70番地 1	令和4年7月5日
訪問看護ステーション Y e l l	児湯郡高鍋町大字北高鍋72番地	令和4年8月23日

宮崎県告示第 585号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（第55条第2項において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年9月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
末原歯科医院	都城市庄内町 12690番 3 号	令和4年3月19日
はやみず薬局	都城市早水町4503番 1 43号	令和4年7月31日

宮崎県告示第 586号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年9月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社九州ケアライン高千穂	西臼杵郡高千穂町大字三田井3258番地 2	株式会社九州ケアライン高千穂グループホームサクラ高千穂	西臼杵郡高千穂町大字三田井3258番地 2

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
有限会社悠々福祉サービスグループホーム高千穂	株式会社九州ケアライン高千穂グループホームサクラ高千穂	令和4年 5月2日

宮崎県告示第 587号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年9月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社テクノミックス	宮崎市大字塩路2783番地84	はやみず薬局	都城市早水町4503番 143号	令和4年 7月31日

宮崎県告示第 588号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

宮崎県告示第 590号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定（平成14年宮崎県告示第 427号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。
なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和4年9月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
〔略〕			〔略〕		
延岡加入区	〔略〕	1 小型機船底びき網等漁業 2 小型しいらまき網等漁業（総トン数10トン未満の漁船により、主としてまき網を使用して、しいらをとることを目的とする漁業をいう。） 3 機船船びき網漁業（2隻の動力漁船により、船びき網を使用	延岡加入区	〔略〕	1 総トン数10トン未満の漁船を使用して主にえびびき網漁業を行うもの、総トン数10トン未満の漁船を使用して主にしいらまき網漁業を行うもの及び総トン数10トン以上の漁船を使用して主に機船船びき網漁業を行うもの

		して営む漁業であって、総トン数が10トン以上であるものをいう。以下同じ。) 4 小型定置漁業 5 小型漁船漁業であって1及び2に掲げる漁業以外のもの			
[略]			[略]		
門川加入区	[略]	1 小型機船船びき網等漁業及び小型まぐろ漁業 2 小型機船船びき網等漁業（総トン数10トン未満の漁船により、主として船びき網を使用して営む漁業をいう。以下同じ。) 3 小型はえ縄等漁業（総トン数10トン未満の漁船により、浮きはえ縄を使用して、又は釣りによって、主としてまぐろ又はかじきをとることを目的とする漁業をいう。以下同じ。) 4 小型定置漁業 5 小型漁船漁業であって、1、2及び3に掲げる漁業以外のもの	門川加入区	[略]	1 総トン数10トン未満の漁船を使用して主に機船船びき網漁業を行うもの 2 総トン数10トン未満の漁船を使用して主に機船船びき網漁業以外の漁業を行うもの及び総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの
[略]			[略]		
日向市第二加入区	[略]	1 [略] 2 機船船びき網漁業	日向市第二加入区	[略]	1 [略] 2 機船船びき網漁業（2隻の動力漁船により、船びき網を使用して営む漁業であって、総トン数が10トン以上であるものをいう。以下同じ。)
[略]			[略]		
日南市第二加入区	[略]	1 大型かつお漁業（総トン数100トン以上の漁船により、釣りによって、かつおをとることを目的とする漁業をいう。以下同じ。) 2 中型かつお漁業（総トン数20トン以上 100トン未満の漁船により、釣りによって、かつおをとることを目的とする漁業をいう。以下同じ。）、小型かつお漁業及び小型まぐろ漁業 3 小型定置漁業 4 小型漁船漁業	日南市第二加入区	[略]	1 総トン数10トン以上の漁船を使用して主にかつお一本釣り漁業を行うもの及び総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの
日南市第三加入区	[略]	1 小型はえ縄等漁業及び小型まぐろ漁業	日南市第三加入区	[略]	1 小型はえ縄等漁業（総トン数10トン未満の漁船により、浮きはえ縄を使用して、又は釣りによって、主としてまぐろ又はかじきをとることを目的とする漁業をいう。）及び小型まぐろ漁業

		2・3 〔略〕			2・3 〔略〕
南郷加 入区	〔略〕	1 〔略〕 2 大型かつお漁業 3 大型まぐろ漁業（総トン数20 トン以上の漁船により、浮きは え縄を使用し、又は釣りによっ て、まぐろ又はかじきをとるこ とを目的とする漁業をいう。以 下同じ。） 4～7 〔略〕	南郷加 入区	〔略〕	1 〔略〕 2 大型かつお漁業（総トン数 1 00トン以上の漁船により、釣り によって、かつおをとることを 目的とする漁業をいう。） 3 大型まぐろ漁業（総トン数20 トン以上の漁船により、浮きは え縄を使用し、又は釣りによっ て、まぐろ又はかじきをとるこ とを目的とする漁業をいう。） 4～7 〔略〕
栄松加 入区	〔略〕	1 大型かつお漁業 2 小型まぐろ漁業及び小型漁船 漁業	栄松加 入区	〔略〕	1 総トン数10トン未満の漁船を 使用して漁業を行うもの及び総 トン数10トン以上の漁船を使用 して主にまぐろはえ縄漁業を行 うもの
〔略〕			〔略〕		
串間市 第一加 入区	串間市漁業協同 組合の地区のう ち本城支所の地 域	1 小型定置漁業及び小型漁船漁 業	串間市 加入区	串間市漁業協同 組合の地区	1 総トン数10トン未満の漁船を 使用して主に機船船びき網漁業 を行うもの 2 総トン数10トン未満の漁船を 使用して主に機船船びき網漁業 以外の漁業を行うもの及び小型 定置漁業
串間市 第二加 入区	串間市漁業協同 組合の地区のう ち本城支所の地 域以外の地域	1 小型機船船びき網等漁業 2 小型まぐろ漁業 3 小型漁船漁業であって1に掲 げる漁業以外のもの及び小型定 置漁業			

宮崎県告示第 591号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年9月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字下弓弦葉1656番9地先から同郡同町南郷鬼神野同字1656番9地先まで	令和4年9月8日

宮崎県告示第 592号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年9月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
414	県道	有水高原線	西諸県郡高 原町大字後 川内字石ケ 野2896番2 地先から同 郡同町同大 字字鳥原16 93番地先ま で	令和4年9月8日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和4年9月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGAドン・キホーテ都城店
都城市上川東4丁目5948-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 平田一馬
東京都江戸川区北葛西4丁目14番1号
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) (仮称) ドン・キホーテ都城店
都城市上川東4丁目5948-1 外
(変更後) MEGAドン・キホーテ都城店
都城市上川東4丁目5948-1 外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 越塚孝之
東京都江戸川区北葛西4丁目14番1号
(変更後) 日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 平田一馬
東京都江戸川区北葛西4丁目14番1号
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原孝治
東京都目黒区青葉台2丁目19番10号
(変更後) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹
東京都目黒区青葉台2丁目19番10号
- 4 変更の年月日
 - 3(1) 平成27年3月20日
 - 3(2) 令和4年6月29日
 - 3(3) 令和元年9月25日
- 5 変更する理由
 - 3(1) 店舗の正式名称が決定したため
 - 3(2) 代表者変更のため
 - 3(3) 代表者変更のため
- 6 届出年月日
令和4年8月29日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和4年9月8日から令和5年1月10日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間

令和4年9月8日から令和5年1月10日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和4年9月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス延岡店
延岡市米町2-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ユーホー 代表取締役 澤部俊明
延岡市出北1丁目22番2号
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) ビッグマートユーホー
(変更後) ダイレックス延岡店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ユーホー 代表取締役 澤部俊明
延岡市出北1丁目22番2号
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 4 変更の年月日
令和4年9月15日
- 5 変更する理由
テナント入替のため
- 6 届出年月日
令和4年8月26日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和4年9月8日から令和5年1月10日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
令和4年9月8日から令和5年1月10日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに

に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和4年9月8日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス延岡店
延岡市栄町2-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ユーホー 代表取締役 澤部俊明
延岡市出北1丁目22番2号

- 3 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 荷さばき施設の位置及び面積
- | | |
|------------|--------------------|
| (変更前) 建物北側 | 153.26㎡（荷さばき施設N-1） |
| 建物西側 | 50.00㎡（荷さばき施設N-2） |
| 合計 | 203.26㎡ |
| (変更後) 建物北側 | 153.26㎡（荷さばき施設N-1） |
| 建物西側 | 50.00㎡（荷さばき施設N-2） |
| 合計 | 203.26㎡ |

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- | | | | |
|------------|------|------|-------|
| (変更前) 開店時刻 | 午前9時 | 閉店時刻 | 午後8時 |
| (変更後) 開店時刻 | 午前9時 | 閉店時刻 | 午後10時 |
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- | | |
|-------|---------------------|
| (変更前) | 午前8時30分から午後8時30分まで |
| (変更後) | 午前8時30分から午後10時30分まで |
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- | | |
|-------|-------------------|
| (変更前) | 3箇所 敷地西側（2箇所）及び東側 |
| (変更後) | 3箇所 敷地西側、南側及び東側 |
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- | | |
|-------|---------------|
| (変更前) | 午前7時から午後6時まで |
| (変更後) | 午前6時から午後10時まで |

- 4 変更の年月日
- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
令和5年4月27日
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
令和4年9月15日
- 5 変更する理由
テナント入替のため
- 6 届出年月日
令和4年8月26日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城

県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間
令和4年9月8日から令和5年1月10日まで

- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間
令和4年9月8日から令和5年1月10日まで
- 9 意見書の記載事項
- 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和4年9月8日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域
宮崎県えびの市大字末永
- 3 作業期間
令和4年8月23日から令和5年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、高鍋町長から次のとおり通知があった。

令和4年9月8日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
宮崎県児湯郡高鍋町
- 3 作業期間
令和4年8月25日から令和5年2月28日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり通知があった。

令和4年9月8日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字下野字堺野
- 3 作業期間
令和4年8月23日から令和4年10月8日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり通知があった。

令和 4 年 9 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上野字戸の口
- 3 作業期間
令和 4 年 8 月 23 日から令和 4 年 10 月 8 日まで

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及びその名称
宮崎広域都市計画地区計画
錦本町地区 地区計画
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類
宮崎広域都市計画用途地域
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類
宮崎広域都市計画特別用途地区
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 4 年 9 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ネットワーク分離システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当
宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 7 月 20 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社南日本ネットワーク
宮崎市橘通東 3 丁目 6 番 29 号
- 5 落札金額
293,700,000 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 4 年 6 月 9 日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 4 年 9 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る件名
放置駐車違反管理システムの賃貸借及び保守
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 8 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日立製作所九州支社 支社長 渋谷 貴弘 福岡県福岡市早良区百道浜 2 丁目 1 番 1 号
- 5 落札金額
178,932,600 円（消費税込み）
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 4 年 7 月 7 日

病院局公告**落札者の公告**

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和 4 年 9 月 8 日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

- 1 随意契約に係る調達件名及び数量
県立 3 病院電子カルテシステム更新設計支援業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室 宮崎市橘通東 1 丁目 9 番 18 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 4 年 8 月 5 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社クニエ 東京都千代田区大手町 2-3-2 大手町プレイスイーストタワー 11F
- 5 随意契約に係る契約金額
40,150,000 円

- 6 契約の相手方を決定した手続
公募型プロポーザル方式
- 7 随意契約による理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第6号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第26条第1項の規定により、次のとおり宮崎県指定無形民俗文化財に指定する。

令和4年9月8日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

種 別	名 称	所 在 地	保存団体
県指定無形民俗文化財	生目神楽	宮崎市	生目神楽保存会

宮崎県教育委員会告示第7号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第20条第1項の規定により、次のとおり宮崎県指定無形文化財に指定する。

令和4年9月8日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

種 別	名 称	保 持 者	保持者住所
県指定無形文化財	日本刀制作技術	松葉 一路	日向市平岩89 87- 1